

提案基準⑨ 法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物

法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物（以下「類する建築物」という）を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 「類する建築物」とは、地区集会所、公民館（社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)によるものを除く）、青少年会館及びコミュニティセンター等又は障害者地域作業所をいう。
- 2 「地区集会所等」は次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 当該建築物を利用する者が主に市街化調整区域の居住者である等、当該市街化調整区域に設置することが合理的であること。ただし、市長から要望がある場合はこの限りでない。
 - (2) 当該建築物の設置は、公共的団体が行うもので公益性の顕著なものであること。
- 3 障害者地域作業所は、本市「障害者地域作業所設置基準」に適合するものであること。
- 4 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の解釈・運用

- (1) 「地区集会所等」は、町内会、自治会等自治組織及び地方自治法第 157 条に示される文化事業団体（青年団、婦人会等）、産業経済団体（農協、漁協等）、厚生社会事業団体（老人ホーム、赤十字社等）等による適正な管理運営が行われるものであること。
- (2) レジャー的な施設その他の目的の建築物と併用されるものでないこと。
- (3) 障害者地域作業所の主管課は、横須賀市福祉部障害福祉課
- (4) 青少年会館の主管課は、横須賀市こども育成部こども青少年企画課
- (5) コミュニティセンターの主管課は、横須賀市市民部地域コミュニティ支援課